

(措置状況報告書)

平成25年度 財政支援団体等監査指摘・措置状況							
部・局	所属課	団体	表題	指摘事項・意見等		措置内容又は措置方針等	措置状況報告日
福祉保健部	社会福祉課	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	徴収不納欠損処理について	指摘事項	社会福祉協議会徴収不納欠損処理要綱では、欠損処理基準は1件10万円未満の不良債権と定められているが、会長が特に必要と認め、理事会の承認を受けた不良債権は不納欠損処理ができるとなっている。平成24年度には、18万7千円が不納欠損として処理され、そのうち1件は18万円であったが、理事会では補正予算の説明のみで、要綱に定めてある手続きはとられていなかった。要綱に基づき適正な債権管理、事務処理に改められたい。	不納欠損額18万7千円の内訳は、平成14年度生活困窮者貸付金の未納分1件18万円、平成23年度学童保育利用料の未納分1件7千円で、県外転居先不明等のため不納欠損処理されていました。今後は、越前市社会福祉協議会徴収不納欠損処理要綱に基づき適正に処理するよう指導しました。	25.9.13
			外部監査の活用について	意見	平成24年度の決算書においては、在宅福祉サービス事業で過年度損益修正益が発生し、23年度は法人運営で過年度損益修正損等が発生しているが、こうした点については、当法人の監事から指導が行われている。ところで、社会福祉法人審査基準には、「財産状況等の監査に関しては、5年に1回程度の公認会計士、税理士等による外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組みを行うことが望ましい。」と記載されており、当法人の経理規程においても外部監査を依頼することができるとなっている。社会福祉協議会は、地域の社会福祉事業の担い手として大きな期待が寄せられており、公費等を活用して様々な事業に取組み、予算の規模も大きくなっている。こうした協議会の公共性と社会的責任の重さを鑑みれば、外部監査の活用は、法人が作成した財務諸表等の信頼性をより高め、その結果、事業経営の透明性の確保が図られ、安定的かつ継続的な施設の運営と地域社会からの評価を高めることにもつながると考えられるので、検討されたい。	当法人は、以前からの会計の専門家による監査体制について検討をとの意見を受け、平成21年から、会計処理に当たり、随時、税理士による指導を受けてきました。さらに、平成25年7月1日付けで顧問税理士を委嘱し、巡回監査などを行い当法人の財務会計の正確性や信頼性、事業運営の透明性の確保などに努めています。なお、平成25年度から、地域主権改革の一環として、社会福祉法人の指導監査の権限が県より市に移譲されたことから、当法人に対する指導監査を、北陸税理士会武生支部の協力を得て、平成25年10月18日に実施し、適正な指導をいたします。	25.9.13